

① 制度の概要

東京都内の宿泊施設における収益力の向上と従業員の待遇改善を同時に実現することを目的とした補助金制度です。財団が選定した専門家の助言を受けて経営改善計画を策定し、その計画に基づいた施設改修を実施することで、観光産業の活性化と労働環境の向上を図ります。

本制度の特徴は、単なる老朽化対応ではなく、生産性向上に直結する戦略的な改修を支援する点にあります。専門家派遣による事前診断から経営改善計画の策定、施設改修の実施まで、一貫したサポート体制が整備されています。

② 支援内容

□ 経営力向上のための施設改修

専門家の助言に基づく経営改善計画を策定した上で実施する改修工事が対象。収益向上分の一部を従業員待遇改善に充てることが必須条件。

最大500万円

補助率：2/3以内

中小事業者：3/4以内

□ 専門家派遣（無料）

補助金申請前に、財団が選定した観光・経営分野の専門家による課題抽出と改善策の助言を無料で受けられます。

費用負担：なし

③ 対象となる取組

【施設整備費】

- 施設改修工事費、電気工事費、設備工事費
- 附帯設備及び工事費
- 施工管理委託経費、立ち合い検査費
- その他必要と認める経費

【環境整備費】

- 工事に伴う設備・備品の購入費

※環境整備費は施設整備費と同時申請時のみ対象

【想定される改修例】

- 使われなくなった広間の客室への整備
- 長期滞在利用に対応するための施設整備
- 客室貸切露天風呂の設置
- ドミトリーの個室客室化に向けた改修

④ 対象者

- 都内で旅館業法の許可を受けて「旅館・ホテル営業」「簡易宿所営業」を1年以上行っている施設運営者
- 従業員が常駐して運営している施設が対象
- 申請時点で適法に営業を継続している事業者

⑤ 採択率向上のポイント

- 専門家助言の徹底活用：派遣された専門家の助言内容を経営改善計画に具体的に反映させることが必須。助言を受けただけでなく、それをどのように計画に活かしたかを明確に示すことが重要です。
- 収益性と待遇改善の連動性：改修による収益向上効果と従業員待遇改善の具体的な数値目標を設定し、両者の関連性を明確に説明することが採択のカギとなります。
- 改修の戦略性：単なる老朽化対応ではなく、客室単価向上や稼働率改善などの明確な経営戦略に基づく改修であることを示すことが重要です。
- 実現可能性の担保：改修計画の実行体制、資金計画、スケジュールの妥当性を具体的に示し、確実に実施できることを証明することが求められます。

⑥ 戰略的分析

【専門家派遣制度の戦略的活用】

- 専門家派遣は4月1日から11月30日まで受付。早期に申し込むことで、余裕をもった計画策定が可能になります。
- 派遣される専門家は観光事業や経営分野に精通しており、施設の課題抽出から改善策の提案まで包括的な支援を受けられます。
- 専門家の助言内容を踏まえた経営改善計画は自ら作成する必要がありますが、これにより事業者自身の経営力向上にもつながります。

【中小事業者への手厚い支援】

- 中小事業者は補助率が3/4（75%）となり、通常の2/3（約67%）より有利な条件で支援を受けられます。
- この補助率の差は、500万円の改修で約40万円の差額となり、中小規模の宿泊施設にとって大きなメリットです。
- 中小事業者要件の確認書を提出することで適用されるため、該当する場合は必ず申請しましょう。

⑦ 補助対象経費の構成



施設整備費が中心：改修工事費、電気・設備工事費が主要な経費項目となります。
環境整備費：設備・備品購入は施設整備費との同時申請時のみ対象です。

⑧ 補助事業の必須条件

- 生産性向上の証明：単なる老朽修繕・補修ではなく、宿泊施設の生産性が向上する改修であることを明確に示す必要があります。
- 数値目標の設定：改修前後で比較して、収益力向上に関する目標及び従業員の待遇改善に関する目標を経営改善計画に設定する必要があります。
- 従業員還元の明確化：収益向上の一部を具体的にどのような形で従業員の待遇改善に充てるかを示すことが求められます。

⑨ 必要書類とチェックポイント

提出書類	チェックポイント
交付申請書 (第1号様式)	<input type="checkbox"/> 申請者情報、施設情報の正確な記載 <input type="checkbox"/> 補助金額の算定根拠の明確化
補助事業計画書 (別紙1)	<input type="checkbox"/> 専門家助言の反映状況を具体的に記載 <input type="checkbox"/> 改修内容と期待効果の論理的説明
経営改善計画書 (別紙2)	<input type="checkbox"/> 収益力向上目標の数値化 <input type="checkbox"/> 改修前後の比較データの明示
賃金引上げ計画書等 (別紙3)	<input type="checkbox"/> 従業員待遇改善の具体策記載 <input type="checkbox"/> 収益向上との連動性の説明
中小企業要件確認書 (別紙4)	<input type="checkbox"/> 中小事業者のみ提出（3/4補助率適用） <input type="checkbox"/> 資本金、従業員数等の要件確認
その他添付書類	<input type="checkbox"/> 旅館業法許可証の写し <input type="checkbox"/> 改修工事の見積書 <input type="checkbox"/> 施設の図面、写真等

*このレポートは生成AIにて作成されています【2025/11/19作成】

⑩ 申請スケジュール

専門家派遣申込期間

2025年4月1日（火）～11月30日（日）

経営改善計画策定

専門家派遣後、助言内容を反映した経営改善計画を作成。申請者自身で策定する必要があります。

補助金交付申請期間

2025年4月21日（月）～2026年3月31日（火）

審査・交付決定

申請内容の審査後、交付決定通知。交付決定後に工事着手可能。

事業実施・実績報告

交付決定後に改修工事を実施。工事完了後、速やかに実績報告書を提出。報告内容確認後、補助金が交付されます。

⑪ 問い合わせ

制度詳細	https://www.tcvc.or.jp/jp/project/infra/yado-up/
申請システム (jGrants)	https://www.jgrants-portal.go.jp/
事業全般	東京都産業労働局観光部受入環境課 TEL：03-5320-4802
申請方法等	（公財）東京観光財団観光産業振興部観光産業振興課 TEL：03-5579-8873 受付時間：9時～17時（土・日・祝日・年末年始を除く）